

危機管理を考える

— 宇都宮地区検察庁で考える —

開倫塾

塾長 林 明夫

Q：宇都宮地区検察庁には、何をするために行ったのですか。

A：(林明夫：以下省略) 1月 17 日に、宇都宮地区検察庁内の上級職員を対象とした「危機管理」についての2時間の講演を依頼されたためです。

Q：なぜ林さんが「危機管理」の講演を依頼されたのですか。

A：東京都西東京市の教育委員会からの依頼で、12月7日と14日に、市内の小・中学校全校長研修会と全副校長研修会で、「危機管理」についての講演を2時間ずつさせて頂いたからではないかと思います。

検察庁は、国民全体の利益を代表して刑事手続を行う大切な役所ですので、万が一にも不祥事などが発生すると、検察庁への国民の信頼が損なわれます。そこで、その未然防止のため、民間企業ではどのような取り組みがなされているのかを知るために、私が講師として招かれたようです。

当日は、実務担当者である開倫塾塾長室室長の高尾初江先生と二人で講演をさせて頂きました。

Q：どのような話をしたのですか。

A：この「月刊私塾界」に長年にわたり連載をされている弁護士の高井伸夫先生の名言の中に、「企業は原則倒産である」ということばがあります。私は、中央会の社長フォーラムという高井先生の勉強会にこの十数年ほとんど毎月通い詰めていますので、「企業は原則倒産」の意味が少しずつではありますがわかってきました。

昨日のように今日があると考えて、毎日の忙しさにかまけて365日同じことばかりをやっていると、明後日はないのが企業経営。激しい時代の変化の中で、お客様にとっての真の問題解決を考え続け、仕事の方法、業態場所などをどんどん変え続けて初めて存続が許されるのが企業。

まして、法令違反や倫理違反、新聞に出るような不祥事を、たとえ一人でも心ない者が起こせば、危機的な状況が訪れる。危機を回避するためには、「注意一秒、怪我一生」、「常に最悪のことを予想する」の精神で、企業としての取り組み、しくみづくりを行うべき。

Q：開倫塾では、どのような取り組み、しくみづくりをしているのですか。

A：当塾では、2000年に栃木県経営品質賞の優秀賞、2002年に知事賞を受賞したことを契機に、会社全体としての危機管理への対応として、「セイフティ・マネジメント・プログラム」の策定とその毎年の改訂に全社を挙げて取り組んでいます。

絶対禁止事項として、「セクシズム(性による差別)」、「エイジズム(年齢による差別)」、「レイシズム(人種、出生による差別)」を長年掲げ、塾長である私が、年間3回以上全社員にその撲滅を訴えております。

「セクシズム(性による差別)」禁止の徹底のため、「セクシャルハラスメント」は一切禁止とし

ています。「相手が嫌がることは一切しない」という人間関係の基本ルールを守ることが、最も大切と考えます。

さらに、企業内のいじめ問題である「パワー・ハラスメント」が生じないように、「セクハラ」も含め、社内社外に「相談窓口」を設ける。就業規則を改正して、罰則規定を整備・強化すると同時に、セイフティ・マネジメントに関する常設の委員会を設置。事前防止策の見直しを定期的に行うことで、「しくみを見直すしくみ」とする。同時に、事件・事故発生時の対処、処分、経営者である塾長への勧告書(意見書)提出を行うことになっております。

さらに、メンタルヘルスを担当する「メンター」制度も、今後の危機管理上必須。

Q：不祥事対策として、他にお話したいことはありますか。

A：児童・生徒への暴行や傷害、身体的接触の絶対禁止と、個人情報持ち出しの絶対禁止です。金銭の横領や飲酒運転も絶対禁止。一人の不心得者の心ない行動が、会社全体、役所全体を危機に陥れます。どの企業も役所も気をつけなければならないことばかりです。

Q：この他に、「危機管理」として学習塾や予備校、私立学校の経営者の皆様に考えて頂きたいことはありますか。

A：「新型インフルエンザ」つまり「鳥型インフルエンザ」に対する企業として、学校としての備えが急務と考えます。

学校法人格を持つ予備校や私立学校も大変でしょうが、授業料等を月払いの月謝で頂いている学習塾にとって、ほとんどの塾生と先生や事務職員が数か月間学習塾に来られない状況が発生することは、経営の危機を意味します。

「新型インフルエンザ」が発生したとき、学習塾や予備校、私立学校の経営者はどのような対処をしたらよいか。それが、危機管理の最大のテーマと考えます。

同時に、「新型インフルエンザ」発生の未然防止に向け、地域社会として、また日本国として、さらには国際社会として何をどうすべきかを、一人ひとりが考え行動することも、公民の義務として大切ではないかと考えます。

ぜひ議論し、行動を開始しましょう。

Q：最後に一言どうぞ。

A：今月も、皆様にぜひお読み頂きたい本を紹介させていただきます。それは、長らく絶版になっていた春秋社の「ハイエク全集」の新版です。特に、第5巻から第10巻の「自由の条件」と「法と立法と自由」は、「自由とは何か」を深く考える際の、経営者としての必読文献と考えます。「サッチャー革命」や「ベルリンの壁崩壊」の理論的支柱ともなったこの本は、福祉国家の名のもとに大きな政府をつくってしまいがちなケインジアンからの批判はあるでしょうが、時間をかけて熟読する価値が大いにあると思います。

－ 2008年1月24日記－